

○国土交通省告示第八百二十七号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の二十三第三項並びに建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十九条の六第一項及び第二十一条の二第一項の規定に基づき、建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件及び経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等を定めた件の一部を改正する告示を次のように定める。

令和四年八月十五日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件及び経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等を定めた件の一部を改正する告示

（建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部改正）

第一条 建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成二十年国土交通省告示第八十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるも

のは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

第一 審査の項目は、次の各号に定めるものとする。

一・二 (略)

三 技術力

1 審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち建設業の種類別の次に掲げる者(以下「技術職員」という。)の数(ただし、一人の職員につき技術職員として申請できる建設業の種類の数は一までとする。)

(一) 建設業法第十五条第二号イに該当する者(同法第二十七条の十八第一項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている者であつて、同法第二十六条の四から第二十六条の六までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した日の属する年の翌年から起算して五年を経過しないものに限る。)

(二) (略)

(三) (略)

四 登録基幹技能者講習(建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)第十八条の三第二項第二号の登録を受けた講習をいう。)を修了した者及び建設技能者の能力評価制度に関する告示(平成三十一年国土交通省告示第四百六十号)第三条第二項の規定により同項の認定を受けた能力評価基準(以下単に「能力評価基準」という。)により評価が最上位の区分に該当する者であつて(一)から(三)までに掲げる者以外の者

(五) 建設業法第二十七条第一項の規定による技術検定その他の法令の規定による試験で、当該試験に合格することによって直ちに同法第七条第二号ハに該当することとなるものに合格した者、他の法令の規定による免許若しくは免状の交付(以下「免許等」という。)で当該免許等を受けることによつて直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者又は登録基礎ぐい工事試験(建設業法施行規則第七条の三第二号の表とび・土工工事

第一 審査の項目は、次の各号に定めるものとする。

一・二 (略)

三 技術力

1 審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち建設業の種類別の次に掲げる者(以下「技術職員」という。)の数(ただし、一人の職員につき技術職員として申請できる建設業の種類の数は一までとする。)

(一) 建設業法第十五条第二号イに該当する者(同法第二十七条の十八第一項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている者であつて、同法第二十六条の四から第二十六条の六までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を当期事業年度開始日の直前五年以内に受講したものに限る。)

(二) (略)

(三) (略)

四 登録基幹技能者講習(建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)第十八条の三第二項第二号の登録を受けた講習をいう。)を修了した者及び建設技能者の能力評価制度に関する告示(平成三十一年国土交通省告示第四百六十号)第三条第二項の規定により同項の認定を受けた能力評価基準(以下単に「能力評価基準」という。)により評価が最上位の区分に該当する者であつて(一)、(二)及び(三)に掲げる者以外の者

(五) 建設業法第二十七条第一項の規定による技術検定その他の法令の規定による試験で、当該試験に合格することによって直ちに同法第七条第二号ハに該当することとなるものに合格した者、他の法令の規定による免許若しくは免状の交付(以下「免許等」という。)で当該免許等を受けることによつて直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者又は登録基礎ぐい工事試験(建設業法施行規則第七条の三第二号の表とび・土工工事

業の項第五号の登録を受けた試験をいう。)若しくは登録解体  
工事試験(同条第二号の表解体工事業の項第四号の登録を受け  
た試験をいう。)に合格した者及び能力評価基準により評価が  
最上位に次ぐ区分に該当する者であつて(一)から(四)までに掲げる  
者以外の者

(六) 建設業法第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者で(一)から(五)  
までに掲げる者以外の者

2 (略)

四 その他の審査項目(社会性等)

1 次に掲げる建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状  
況

(一) (略)

(二) 次に掲げる審査基準日又は審査対象年における若年の技術者  
及び技能労働者の育成及び確保の状況

イ 若年技術職員(満三十五歳未満の技術職員をいう。以下同  
じ。)の継続的な育成及び確保の状況(審査基準日において  
、若年技術職員の人数が技術職員の人数の合計の十五パーセ  
ント以上であるか否かをいう。)

ロ 新規若年技術職員の育成及び確保の状況(審査基準日にお  
いて、若年技術職員のうち、審査対象年において新規に技術  
職員となった人数が技術職員の人数の合計のパーセント以  
上であるか否かをいう。)

(三) 次に掲げる審査対象年又は審査基準日以前三年間の知識及び  
技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状  
況

イ 審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員の  
うち、審査基準日以前一年間に、建設業法第七条第二号イ、  
ロ若しくはハ又は同法第十五条第二号イ、ロ若しくはハに該  
当する者又は一級若しくは二級の第一次検定に合格した者(以  
下「技術者」という。)が取得したCPD単位(公益社団

業の項第五号の登録を受けた試験をいう。)若しくは登録解体  
工事試験(同条第二号の表解体工事業の項第四号の登録を受け  
た試験をいう。)に合格した者及び能力評価基準により評価が  
最上位に次ぐ区分に該当する者であつて(一)、(二)、(三)及び(四)に掲  
げる者以外の者

(六) 建設業法第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者で(一)、(二)、  
(三)、(四)及び(五)に掲げる者以外の者

2 (略)

四 その他の審査項目(社会性等)

1 次に掲げる労働福祉の状況

(一) (略)

(新設)

(新設)

法人空気調和・衛生工学会、一般財団法人建設業振興基金、一般社団法人建設コンサルタンツ協会、一般社団法人交通工学研究会、公益社団法人地盤工学会、公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター、公益社団法人全国上下水道コンサルタンツ協会、一般社団法人全国測量設計業協会連合会、一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会、一般社団法人全日本建設技術協会、土質・地質技術者生涯学習協議会、公益社団法人土木学会、一般社団法人日本環境アセスメント協会、公益社団法人日本技術士会、公益社団法人日本建築士会連合会、公益社団法人日本造園学会、公益社団法人日本都市計画学会、公益社団法人農業農村工学会、一般社団法人日本建築士事務所協会連合会、公益社団法人建築家協会、一般社団法人日本建設業連合会、一般社団法人日本建築学会、一般社団法人建築設備技術者協会、一般社団法人電気設備学会、一般社団法人日本設備設計事務所協会、公益財団法人建築技術教育普及センター又は一般社団法人日本建築構造技術者協会（別表第二十において「CPD認定団体」という。）に よって修得を認定された単位数を、別表第二十の左欄に掲げるCPD認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、三十を乗じた数値をいう。）の合計数を、技術者の数（付録第三において「技術者数」という。）で除した数値

ロ 審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前三年間に、能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の三年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位であった者の数を、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前三年間に、建設工事の施工に従事した者であつて、建設業法施行規則第十四条の二第二号チ又は同条第四号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者の数から建設工事の施工の管理のみに従事した者の数を減じて得た数（付録第

三において「技能者数」という。）で除した数値  
次に掲げる審査基準日におけるワーク・ライフ・バランスに  
関する取組の状況

(新設)

イ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二  
十七年法律第六十四号）に基づくえるぼし認定（第1段階）  
、えるぼし認定（第2段階）、えるぼし認定（第3段階）又  
はプラチナえるぼし認定の取得状況

ロ 次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二百十号）  
に基づくくるみん認定、トライくるみん認定又はプラチナく  
るみん認定の取得状況

ハ 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第  
九十八号）に基づくユースエール認定の取得状況

(H)

審査基準日における建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積

するため必要な措置の実施状況（審査基準日（令和五年八月  
十四日以降の審査基準日に限る。）以前一年のうちに発注者か  
ら直接請け負った日本国内における建設工事のうち、建設業法  
施行令第一条の二第一項に定める軽微な建設工事、防災協定（  
国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関  
する法律（平成十二年法律第二百七号）第二条第一項に規定  
する特殊法人等をいう。）又は地方公共団体との間における防  
災活動に関する協定をいう。）に基づき行う災害応急対策若し  
くは既に締結されている建設工事の請負契約において当該請負  
契約の発注者の指示に基づき行う災害応急対策（以下「軽微な  
建設工事等」という。）以外の全ての建設工事又は軽微な建設  
工事等以外の全ての公共工事（同法第二条第二項に規定する公  
共工事をいう。）において、建設工事に従事する者の就業履歴  
を建設キャリアアップシステム（一般財団法人建設業振興基金  
が提供するサービスであつて、当該サービスを利用する工事現  
場における建設工事の施工に従事する者や建設業を営む者に関  
する情報を登録し、又は蓄積し、これらの情報について当該サ

(新設)

ービスを利用する者の利用に供するものをいう。)上に蓄積するために必要な措置を実施したか否かをいう。)

2 (略)

3 審査基準日における防災協定締結の有無

4 5 6 (略)

7 審査基準日における建設機械の保有状況(自ら所有し、又はリース契約(審査基準日から一年七か月以上の使用期間が定められているものに限る。))により使用する建設機械抵当法施行令(昭和二十九年政令第二百九十四号)別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する貨物自動車であつて自動車検査証(道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第六十条第一項の自動車検査証をいう。)の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの並びに労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)第十二条第一項第四号に掲げるつり上げ荷重が三トン以上の移動式クレーン、同令第十三条第三項第三十四号に掲げる作業床の高さが二メートル以上の高所作業車、同令別表第七第四号に掲げる縮固め用機械及び同表第六号に掲げる解体用機械の合計台数(以下「建設機械の所有及びリース台数」という。)をいう。)

2 (略)

3 審査基準日における防災協定締結の有無(国、特殊法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成十二年法律第二百七号)第二条第一項に規定する特殊法人等をいう。))又は地方公共団体との間における防災活動に関する協定を締結しているか否かをいう。)

4 5 6 (略)

7 審査基準日における建設機械の保有状況(自ら所有し、又はリース契約(審査基準日から一年七か月以上の使用期間が定められているものに限る。))により使用する建設機械抵当法施行令(昭和二十九年政令第二百九十四号)別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和四十二年法律第三十一号)第二条第二項に規定する大型自動車(以下この7において単に「大型自動車」という。))のうち、同法第三条第一項第二号に規定する経営する事業の種類として建設業を届け出、かつ、同項又は同法第三条の規定による表示番号の指定を受けているもの、大型自動車のうち、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法施行規則(昭和四十二年運輸省令第八十六号)第五条第一項に規定する表示番号指定申請書(記載事項に変更があつた場合において、同条第二項に規定する申請事項変更届出書)に主として経営する事業の種類が建設業である旨を記載し、かつ、同法第三条第二項の規定による表示番号の指定を受けているもの並びに労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)第十二条第一項第四号に規定するつり上げ荷重が三トン以上の移動式クレーンの合計台数(以下「建設機械の所有及びリース台数」という。)をいう。)

8 次に掲げる審査基準日における国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況（認証又は登録の範囲に建設業が含まれていないもの及び認証又は登録の範囲が一部の支店等に限られているものは除く。）

- (一) エコアクション21による認証の状況
- (二) 国際標準化機構第九〇〇一号による登録の状況
- (三) 国際標準化機構第一四〇〇一号による登録の状況

(削る)

8 審査基準日における国際標準化機構が定めた規格による登録の状況（国際標準化機構第九〇〇一号又は第一四〇〇一号の規格により登録されているか否かをいう（認証範囲に建設業が含まれていないもの及び認証範囲が一部の支店等に限られているものは除く。））

- (新設)
- (新設)
- (新設)

9II 次に掲げる審査基準日又は審査対象年における若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況

(一) 若年技術職員（満三十五歳未満の技術職員をいう。以下同じ。）の継続的な育成及び確保の状況（審査基準日において、若年技術職員の人数が技術職員の人数の合計の十五パーセント以上であるか否かをいう。）

(二) 新規若年技術職員の育成及び確保の状況（審査基準日において、若年技術職員のうち、審査対象年において新規に技術職員となった人数が技術職員の人数の合計の十パーセント以上であるか否かをいう。）

10II

次に掲げる審査対象年又は審査基準日以前三年間の知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況

(一) 審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前一年間に、建設業法第七条第二号イ、ロ若しくはハ又は同法第十五条第二号イ、ロ若しくはハに該当する者又は一級若しくは二級の第一次検定に合格した者（以下「技術者」という。）が取得したCPD単位（公益社団法人空気調和・衛生工学会、一般財団法人建設業振興基金、一般社団法人建設コンサルタンツ協会、一般社団法人交通工学研究会、公益社団法人地盤工学会、公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター、公益社団法人全国上下水道コンサルタンツ協会、一般社団法人全国測量設計業協会連合会、一般社団法人全国土



第二 審査の基準は、次の各号に定めるとおりとする。

一 三 (略)

四 その他の審査項目(社会性等)に係る審査の基準

1 次に掲げる建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状

第二 審査の基準は、次の各号に定めるとおりとする。

一 三 (略)

四 その他の審査項目(社会性等)に係る審査の基準

1 第一の四の1に掲げる労働福祉の状況については、付録第二に

木施工管理技士会連合会、一般社団法人全日本建設技術協会、土質・地質技術者生涯学習協議会、公益社団法人土木学会、一般社団法人日本環境アセスメント協会、公益社団法人日本技術士会、公益社団法人日本建築士会連合会、公益社団法人日本造園学会、公益社団法人日本都市計画学会、公益社団法人農業農村工学会、一般社団法人日本建築士事務所協会連合会、公益社団法人建築家協会、一般社団法人日本建設業連合会、一般社団法人日本建築学会、一般社団法人建築設備技術者協会、一般社団法人電気設備学会、一般社団法人日本設備設計事務所協会、公益財団法人建築技術教育普及センター又は一般社団法人日本建築構造技術者協会(別表第十八において「CPD認定団体」という。)によって修得を認定された単位数を、別表十八の左欄に掲げるCPD認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、三十を乗じた数値をいう。)の合計数を、技術者の数(付録第三において「技術者数」という。)で除した数値

(二) 審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前三年間に、能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の三年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位であった者の数を、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前三年間に、建設工事の施工に従事した者であつて、建設業法施行規則第十四条の二第二号チ又は同条第四号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者の数から建設工事の施工の管理のみに従事した者の数を減じて得た数(付録第三において「技能者数」という。)で除した数値

定める算式によって算出した点数を求めること。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

2 次に掲げる建設業の営業継続の状況

(一) 第一の四の2の(一)に掲げる営業年数については、当該年数が別表第六の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

(二) 第一の四の2の(二)に掲げる民事再生法又は会社更生法の適用の有無については、民事再生法又は会社更生法の適用の有無が

況

(一) 第一の四の1の(一)から(六)までに掲げる雇用保険加入の有無、健康保険加入の有無、厚生年金保険加入の有無、建設業退職金共済制度加入の有無、退職一時金制度導入の有無及び法定外労働災害補償制度加入の有無については、付録第二に定める算式によって算出した点数を求めること。

(二) 次に掲げる若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況

イ 第一の四の1の(七)のイに掲げる若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況については、別表第六の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

ロ 第一の四の1の(七)のロに掲げる新規若年技術職員の育成及び確保の状況については、別表第七の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

(三) 第一の四の1の(八)に掲げる知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況については、付録第三に定める算式によって算出した数値が、別表第八の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

(四) 第一の四の1の(九)に掲げるワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況については、別表第九の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

(五) 第一の四の1の(十)に掲げる建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況については、別表第十の区分のいずれに該当するかを審査すること。

2 次に掲げる建設業の営業継続の状況

(一) 第一の四の2の(一)に掲げる営業年数については、当該年数が別表第十一の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること

(二) 第一の四の2の(二)に掲げる民事再生法又は会社更生法の適用の有無については、民事再生法又は会社更生法の適用の有無が

、別表第十二の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること

3 第一の四の3に掲げる防災協定締結の有無については、防災協定締結の有無が、別表第十三の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

4 第一の四の4に掲げる法令遵守の状況については、建設業法第二十八条の規定により指示をされ、又は営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられたことの有無が、別表第十四の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

5 次に掲げる建設業の経理に関する状況

(一) 第一の四の5の(一)に掲げる監査の受審状況については、会計監査人若しくは会計参与の設置の有無又は建設業の経理実務の責任者のうち第一の四の5の(二)のイに該当する者が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものの提出の有無が、別表第十五の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

(二) 第一の四の5の(二)に掲げる職員の数については、同号の5の(二)のイに掲げる者の数に、同号の5の(二)のロに掲げる者の数に十分の四を乗じて得た数を加えた合計数値(別表第十一において「公認会計士等数値」という。)が、年間平均完成工事高に於いて、別表第十六の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

6 第一の四の6に掲げる平均研究開発費の額については、当該金額が、別表第十七の区分のいずれに該当するかを審査すること。

7 第一の四の7に掲げる建設機械の保有状況については、建設機械の所有及びリース台数が、別表第十八の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

8 第一の四の8に掲げる国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況については、エコアクション21による認証又は国際標準化機構第九〇〇一号若しくは第一四〇〇一号による

、別表第七の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

3 第一の四の3に掲げる防災協定締結の有無については、防災協定締結の有無が、別表第八の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

4 第一の四の4に掲げる法令遵守の状況については、建設業法第二十八条の規定により指示をされ、又は営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられたことの有無が、別表第九の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

5 次に掲げる建設業の経理に関する状況

(一) 第一の四の5の(一)に掲げる監査の受審状況については、会計監査人若しくは会計参与の設置の有無又は建設業の経理実務の責任者のうち第一の四の5の(二)のイに該当する者が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものの提出の有無が、別表第十の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

(二) 第一の四の5の(二)に掲げる職員の数については、同号の5の(二)のイに掲げる者の数に、同号の5の(二)のロに掲げる者の数に十分の四を乗じて得た数を加えた合計数値(別表第十一において「公認会計士等数値」という。)が、年間平均完成工事高に於いて、別表第十一の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

6 第一の四の6に掲げる平均研究開発費の額については、当該金額が、別表第十二の区分のいずれに該当するかを審査すること。

7 第一の四の7に掲げる建設機械の保有状況については、建設機械の所有及びリース台数が、別表第十三の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

8 第一の四の8に掲げる国際標準化機構が定めた規格による登録の状況については、国際標準化機構第九〇〇一号又は第一四〇〇一号の規格による登録の有無が、別表第十四の区分の欄のいずれ

る登録の有無が、別表第十九の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。  
(削る)

(削る)

別表第六 (第二の四の1のイ関係)

若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況	区分
15%以上	(1)
15%未満	(2)

備考

各区分の評点については、別途通知により定めるところによる。

別表第七 (第二の四の1のロ関係)

新規若年技術職員の育成及び確保の状況	区分
1%以上	(1)

に該当するかを審査すること。

9||

次に掲げる若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況  
(一) 第一の四の9の(一)に掲げる若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況については、別表第十五の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

(二) 第一の四の9の(二)に掲げる新規若年技術職員の育成及び確保の状況については、別表第十六の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

1d||

第一の四の10に掲げる知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況については、付録第三に定める算式によって算出した数値が、別表第十七の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

(新設)

(新設)

1%未満	(2)
------	-----

備考

各区分の評点については、別途通知により定めるところによる。

別表第八（第二の四の1のウのロ関係）

知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	区分
10	(1)
9以上	10未満 (2)
8以上	9未満 (3)
7以上	8未満 (4)
6以上	7未満 (5)
5以上	6未満 (6)
4以上	5未満 (7)
3以上	4未満 (8)
2以上	3未満 (9)
1以上	2未満 (10)

(新設)

1 未滿

(1)

備考

各区分の評点については、別途通知により定めるところによる。

別表第九 (第二の四の1の(九)関係)

(新設)

ワーク・ライン・バランスに関する取組の状況	区分
プラチナえるぼし認定を取得	(1)
プラチナくるみん認定を取得	
区分(1)に非該当かつえるぼし認定(3段階目)を取得	(2)
区分(1)に非該当かつユーザーメール認定を取得	
区分(1)又は(2)に非該当かつえるぼし認定(2段階目)を取得	(3)
区分(1)又は(2)に非該当かつくるみん認定を取得	
区分(1)又は(2)に非該当かつトライくるみん認定を取得	
区分(1)、(2)又は(3)に非該当かつえるぼし認定(1段階目)を取得	(4)
取得無	(5)

備考

各区分の評点については、別途通知により定めるところによる。

別表第十一 (第二の四の1の(1)関係)

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	区分
全ての建設工事で実施	(1)
全ての公共工事で実施	(2)
該当無	(3)

備考

各区分の評点については、別途通知により定めるところによる。

別表第十二 (第二の四の2関係)  
(表 略)

別表第十三 (第二の四の2関係)  
(表 略)

別表第十四 (第二の四の3関係)  
(表 略)

別表第十五 (第二の四の4関係)  
(表 略)

(新設)

別表第十六 (第二の四の2関係)  
(表 略)

別表第十七 (第二の四の2関係)  
(表 略)

別表第十八 (第二の四の3関係)  
(表 略)

別表第十九 (第二の四の4関係)  
(表 略)

別表第十五 (第二の四の5の(一)関係)

(表 略)

別表第十六 (第二の四の5の(二)関係)

(表 略)

別表第十七 (第二の四の6関係)

(表 略)

別表第十八 (第二の四の7関係)

(表 略)

別表第十九 (第二の四の8関係)

国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況	区分
エコアクシヨンの21の認証並びに国際標準化機構第9001号及び第14001号の登録	(1)
国際標準化機構第9001号及び第14001号の登録	(2)
エコアクシヨンの21の認証及び国際標準化機構第9001号の登録	(3)
エコアクシヨンの21の認証及び国際標準化機構第14001号の登録	(4)
国際標準化機構第9001号の登録	(5)

別表第二十 (第二の四の5の(1)関係)

(表 略)

別表第二十一 (第二の四の5の(2)関係)

(表 略)

別表第二十二 (第二の四の6関係)

(表 略)

別表第二十三 (第二の四の7関係)

(表 略)

別表第二十四 (第二の四の8関係)

国際標準化機構が定めた規格による登録状況	区分
第9001号及び第14001号の登録	(1)
第9001号の登録	(2)
第14001号の登録	(3)
無	(4)

備考

各区分の評点については、別途通知により定めるところによる。



国際標準化機構第14001号の登録	(6)
エコアクシヨン21の認証	(7)
該当無	(8)

備考

各区分の評点については、別途通知により定めるところによる。

(削る)

別表第十五 (第二の四の9の(一)関係)

若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況	区分
15%以上	(1)
15%未満	(2)

備考

各区分の評点については、別途通知により定めるところによる。

(削る)

別表第十六 (第二の四の9の(二)関係)

新規若年技術職員の育成及び確保の状況	区分
1%以上	(1)
1%未満	(2)

備考

各区分の評点については、別途通知により定めるところによる。

(削る)

別表第十七 (第二の四の10関係)

知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	区分
10	(1)
9以上	10未満 (2)
8以上	9未満 (3)
7以上	8未満 (4)
6以上	7未満 (5)
5以上	6未満 (6)
4以上	5未満 (7)
3以上	4未満 (8)
2以上	3未満 (9)
1以上	2未満 (10)
1未満	(11)

備考

各区分の評点については、別途通知により定めるところによる。

別表第二十七 (第二の四の1の11のイ関係)  
(表 略)

別表第二十八 (第二の四の10関係)  
(表 略)

(経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法を定めた件の一部改正)

第二条 経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法を定めた件(平成十六年国土交通省告示第四百八十二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄に対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄に対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

第一 (略)  
第二 申請の方法

一に掲げる書類を二に規定する方法により提出して申請するものとする。

一 提出書類

イ (略)

ロ 確認書類

申請者が次に掲げる書類を有する場合にあつては、次に掲げる書類、これを有しない場合にあつては、これに準ずる書類とする。

1 5 10 (略)

11 建設業法第七条第二号イ、ロ若しくはハ又は同法第十五条第二号イ、ロ若しくはハに該当する者又は一級若しくは二級の第一次検定に合格した者が取得したCPD単位数を証する書面等の写し

12 建設技能者の能力評価制度に関する告示(平成三十一年国土交通省告示第四百六十号)第三条第二項の規定により同項の認定を受けた能力評価基準により、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員が受けた評価を証する書面等の写し

13 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)、次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第二百二十号)又は青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十八号)に基づく認定を取得していることを証する書面の写し

14 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施したことを誓約する書面

改正前

第一 (略)  
第二 申請の方法

一に掲げる書類を二に規定する方法により提出して申請するものとする。

一 提出書類

イ (略)

ロ 確認書類

申請者が次に掲げる書類を有する場合にあつては、次に掲げる書類、これを有しない場合にあつては、これに準ずる書類とする。

1 5 10 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

15㉑ 22㉑ (略)

23㉑ エコアクション2.1により認証されていること又は国際標準化機構第九〇〇一号若しくは第一四〇〇一号により登録されていることを証する書面の写し

(削る)

(削る)

24㉑ (略)

二 (略)

第三 第六 (略)

11㉑ 18㉑ (略)

19㉑ 国際標準化機構第九〇〇一号又は第一四〇〇一号の規格により登録されていることを証明する書面の写し

20㉑ 建設業法第七条第二号イ、ロ若しくはハ又は同法第十五条第二号イ、ロ若しくはハに該当する者又は一級若しくは二級の第一次検定に合格した者が取得したCPD単位数を証する書面等の写し

21㉑ 建設技能者の能力評価制度に関する告示(平成三十一年国土交通省告示第四百六十号)第三条第二項の規定により同項の認定を受けた能力評価基準により、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員が受けた評価を証する書面等の写し

22㉑ (略)

二 (略)

第三 第六 (略)

## 附 則

この告示は、令和五年一月一日から施行する。ただし、第一条中建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件第一の三の1の(一)の改正規定は、公布の日から施行する。